

通勤手当の非課税限度額の改正について

～マイカー通勤手当の非課税限度額が引き上げられました～

役員や使用人などの給与所得者に対して通常の給与に加算して支給する通勤手当は、一定の限度額まで非課税となっています。

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、**通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。**

この改正は、令和7年11月20日に施行され、**令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当**（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

このため、改正前に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和7年分の年末調整で対応が必要となることがあります。

交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が下記の表のように引き上げられました。

<1か月あたりの非課税限度額>

片道の通勤距離	改正前	改正後
2キロメートル未満	(全額課税)	全額課税
2キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円	7,300円
15キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円	13,500円
25キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円	19,700円
35キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円	25,900円
45キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円	32,300円
55キロメートル以上	31,600円	38,700円

～参考～

電車やバスなどの交通機関だけを利用している人と交通機関のほかにマイカーなども使っている人の通勤手当などの非課税となる限度額については以下のとおりです。

1 電車やバスなどの交通機関だけを利用して通勤している場合

この場合の非課税となる限度額は、通勤手当や通勤定期券などの金額のうち、**1か月当たり150,000円**までの金額です。この限度額は「合理的な運賃等の額」とされ、合理的な運賃等の額とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。また、新幹線等を利用した運賃等は含まれますが、グリーン料金などは除かれます。

最も経済的かつ合理的な経路および方法による通勤手当や通勤定期券などの金額が、1か月当たり15万円を超える場合には、15万円が非課税となる限度額となります。

2 電車やバスなどの交通機関のほか、併せてマイカーなども使って通勤している場合

この場合の非課税となる限度額は、次の(1)と(2)を合計した金額ですが、1か月当たり15万円が限度です。

(1) 電車やバスなどの交通機関を利用する場合の1か月間の通勤定期券などの金額

(2) マイカーなどを使って通勤する片道の距離で決まっている1か月当たりの非課税となる限度額
1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当や通勤定期券などを支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。この超える部分の金額は、通勤手当や通勤定期券などを支給した月の給与の額に上乗せして所得税および復興特別所得税の源泉徴収を行います。

3 マイカーなどを使用して通勤している場合

マイカー・自転車などを使用して通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額は、片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さです。）に応じて定められています。1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当や通勤定期券などを支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。この超える部分の金額は、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税および復興特別所得税の源泉徴収を行います。有料道路を利用した場合の料金等の額も、その通勤方法や経路が「最も経済的かつ合理的な経路および方法」に該当する場合には、非課税の通勤手当に含まれます。なお、「最も経済的かつ合理的な経路および方法」による通勤手当の金額が、1か月当たり15万円を超える場合には、その超える部分の金額が給与として課税されます。

4 改正後の非課税規定の適用

改正後の「非課税規定」は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税規定は適用されません。

(1) 令和7年3月31日以前に支払われた通勤手当

(2) 令和7年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で4月1日以後に支払われるもの

(3) (1)又は(2)の通勤手当の差額として追加支給されるもの

5 課税済みの通勤手当についての精算

既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算することになります。

(注) 1 既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人について は、この精算の手続は不要です。

2 年の中途中に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。